

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「Trusted Advisor For Client's Best Interest」という経営理念の具現化をコーポレート・ガバナンス体制確立の骨格と考えております。すなわち、クライアントの利益最大化に貢献することが、当社企業価値の最大化に繋がるものと考えております。そのために、経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	3,945,073	14.56
渡辺 章博	3,735,600	13.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,490,500	5.50
加藤 裕康	1,417,500	5.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,205,727	4.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	754,800	2.79
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REHCR00	607,500	2.24
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	589,200	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	552,500	2.04
JP MORGAN CHASE BANK 385181	545,600	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無 \_\_\_\_\_

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておらず、またその他コーポレートガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 12名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 会長・社長以外の代表取締役

取締役の人数 9名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
米 正剛	弁護士											
岩崎 二郎	他の会社の出身者											
シー・リチャード・クラムリック	他の会社の出身者											

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米 正剛	○	○	主な略歴としましては、森・濱田松本法律事務所のパートナーであります。	企業経営を支援する弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただくことによるものです。
岩崎 二郎	○	○	主な略歴としましては、元TDK株式会社の取締役専務執行役員であります。	企業経営に関する豊富な経験のみならず、幅広い見識を有する人材であり、経営に対する客観性・中立性などの観点から、助言・提言を行っていただくことによるものです。
シー・リチャード・クラムリック	○		主な略歴としましては、New Enterprise Associates, Inc.の会長であります。	企業経営に関する豊富な経験のみならず、幅広い見識を有する人材であり、経営に対する客観性・中立性などの観点から、助言・提言を行っていただくことによるものです。

#### 【監査等委員会】

#### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

#### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、兼務のスタッフを1名配置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。スタッフの独立性を確保するため、当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については監査等委員会と事前に協議するものとし、スタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

#### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報共有・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査へ立ち会うなど、必要に応じ連携を図ります。また、常勤監査等委員はコンプライアンスやリスク管理の状況等について関連部門から定期的または個別に報告を受けます。

#### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

取締役はストックオプションの他、当社株式への出資を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員

#### 該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の全役職員が付与対象者であります。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

#### 該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業績への貢献度、役位等の諸事情を加味して決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役会の事務局としてIR室が窓口として対応しております。重要な情報については、必要な都度、代表取締役その他より直接社外取締役に対し報告・説明を実施しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 取締役会

取締役会は、業務執行を行う取締役6名と監査等委員である取締役3名の合計9名で構成されております。原則として四半期に1回の定例取締役会及び必要の都度臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や重要事項の審議・決議を行うとともに、業務執行を行う取締役の適法性・妥当性について監督を行っております。

### 2. 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員取締役1名及び非常勤監査等委員取締役2名の合計3名で構成されております。監査等委員会は、原則として四半期に1回開催し、監査方針、監査計画等を決定し実効性のある監査を行うとともに、取締役の意思決定の過程及び業務執行の状況について監督しております。

### 3. 内部監査

内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、子会社を含めたグループ全体の諸活動が会社方針、法令等に基づき適正かつ合理的に行われているかを定期的に監査し、必要に応じて是正・改善等の提言を行っております。監査結果は、定期的に代表取締役、業務執行取締役及び監査等委員取締役に報告しております。

### 4. 会計監査

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、定期的な監査の他、適宜助言と指導を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員取締役3名が社外取締役であり、それぞれの社外取締役は、弁護士等の専門的な資格を有するだけでなく、企業経営にも豊富な経験を持っており、監査等委員会による十分な経営監督機能が発揮でき、経営の監督と業務執行の役割分担を明確化した実効性の高いコーポレートガバナンスが実現できるものと考えております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	多数の株主の皆様様に議決権の行使を促すため、招集通知発送日の早期化に努めております。平成27年12月期の招集通知の発送は、法定期日より1日早い、3月14日に送付しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月であり株主総会を3月に開催するため集中日を回避しております。
その他	株主総会における事業報告のビジュアル化を図り、開かれた、わかりやすい株主総会運営に努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等主催のセミナーやイベントに参加し、年4回程度、個人投資家向け説明会を実施しております。代表取締役自らのプレゼンテーションに加え、取締役CFOも参加しており、迅速な質疑応答に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に、アナリスト・機関投資家向けに年2回の決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年2-3回の海外投資家向け海外IRを予定しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信等適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署はIR室であります。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「Trusted Advisor For Client's Best Interest」という当社の経営理念の追及と事業活動を通じて、社会的・経済的な側面から社会全体に対して、責務を果たすと共にその維持・発展に貢献していくことを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは直接的社会貢献活動として、公益社団法人経済同友会が実施する「IPPO IPO NIPPON プロジェクト」の第10期活動へ参加しております。本プロジェクトは、「東北の人々や経済がふたたび元気を取り戻すための力になりたい」企業経営者たちの思いが一つのかたちとなって立ち上がった復興支援プロジェクトです。被災地の人づくりや経済活性化に役立てるため、学校など支援を必要としているところへ直接お届けする取り組みであり、当社はその趣旨に賛同し、微力ながら復興への一歩のお役に立てればと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対しての情報開示につきましては、情報管理責任者及びIR室を中心に、迅速かつ正確な情報開示を行う体制を構築しております。四半期ごとに決算説明資料を開示し、半年毎に決算説明会を開催しております。また、自社ホームページを通じたりリリース情報の速やかな開示を通じて、ステークホルダーとのタイムリーなコミュニケーションを推進しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 基本方針

GCAサヴィアン株式会社は、「Trusted Advisor For Client's Best Interest」という経営理念の具現化をコーポレートガバナンスの体制確立の骨格と捉え、クライアントの利益最大化に貢献するため、経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本方針とする。かかるコーポレートガバナンスの充実に資する上で、内部統制システムの構築・運用が重要な経営課題であるとの認識のもと、内部統制システム構築の基本方針を以下の通り定めるものとする。

#### 2. 業務執行に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、経営理念である「Trusted Advisor For Client's Best Interest」の精神を当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の全役職員が継続的に共有することにより、法令及び企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。かかる法令及び企業倫理の遵守に対する役職員の意識向上及びその徹底を図るため、当社グループの事業規模及び人員構成・組織体制を勘案して、必要に応じコンプライアンスに関する基本方針及び諸規程等を定め、社内に周知し、その運用の徹底を図る。  
コンプライアンス全体に関する総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、コンプライアンス体制の総括責任者たる代表取締役の下にコンプライアンス委員会を置くものとする。  
コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたるものとする。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、随時取締役会及び監査等委員会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。  
当社は、当社グループの業務活動が法令等に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的に、効果的に運営されているか否か等を監査するため、当社グループを対象とする内部監査を行う。  
また、当社は、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、外部の弁護士を窓口とするグループ内部通報制度を設置する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程に従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程に基づき整理・保存する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者は代表取締役が選任し、関連諸規程の定めるところに従いこれを行う。監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて改善を勧告する。文書管理規程その他の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

#### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関する総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、リスク管理体制の総括責任者たる代表取締役は、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、経理規程、内部者取引管理規程等に加え、当社グループのリスク管理について必要な事項を一般に定めるリスク管理規程を整備し、これに基づきリスク管理体制を構築する。なお、総括責任者は全社リスク管理責任者を定め、関連規程に基づき必要に応じて、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのマニュアルやガイドラインを制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。また、内部監査担当者は当社グループにおけるリスク管理状況を監査する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

#### (4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループにおける取締役の職務の効率性に関しての総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、効率性確保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会の策定する経営計画に基づいた目標に対し、当社グループにおける職務執行が効率的に行われるよう監督する。各業務担当取締役は、当該取締役の担当業務における経営計画に基づいて実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。効率性確保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会において定期的に各取締役にその遂行状況を報告させ、全社的及び個別的な施策並びに効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

#### (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程をもって、子会社に対し、経営上の重要事項に関する事前の協議及び承認並びに決算情報等の報告を義務付ける。また、内部監査担当者は、当社グループにおける内部監査の結果を代表取締役に報告する。

### 3. 監査に対する体制

#### (1) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を任命するものとする。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮・監督及び人事考課等に関する権限は監査等委員会に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

#### (2) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付随する重要な事項と重要な決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び監査等委員会の権限等を定める監査等委員会規程等社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとする。監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を開覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に説明を求めることができる。また、監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査等委員会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、関連部署と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。  
当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

#### (3) その他当社の監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと及び役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許さずとなく、断固として排除する姿勢を示すことを基本姿勢としています。また、顧問弁護士や警視庁組織犯罪対策部等の外部の専門機関・団体と随時連絡を取って情報収集に努めるとともに、事件発生時にはコンプライアンス委員会が対応統括部署となり会社全体で対応することとしています。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無                      なし

---

該当項目に関する補足説明

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

